

◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (09/2月号) (第47号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp
 下関市長府金屋町4-21 電話245-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

一時休業の賃金を支援する助成金その① (中小企業緊急雇用安定助成金)

前号では、緊急雇用対策の一環として、この助成金の概略を取り上げましたが、厚労省第二次補正予算にて修正が図られたこと、及びこの『中小企業緊急雇用安定助成金』が**緊急雇用対策のキモ**であるということで、今回、次回で紙面の許す限りもう少し詳細部分について触れていこうと考えています。

(1) どんな助成金

① 休業手当の補助	企業が支払った、休業手当の80%が補助されます。 ※1年間で1人当たり200日(3年間で300日)
② 教育訓練費の補助	1日1人当たり、6000円が支給されます

(2) 支給要件

①	雇用保険の適用事業主であること
②	休業、教育訓練を行い、休業手当を支払っていること
③	休業等に関して必要な書類(就業規則、一年変形労働制の協定、賃金台帳、教育訓練実施記録など)が整備・保管されていること
④	休業等の実施計画を事前に(原則2週間前)公共職業安定所に届け出ていること
⑤	景気の変動などにより、売上高等が減少していること(下記イ、ロのいずれかを満たすこと) イ. 最近3ヵ月間の月平均値がその直前3ヶ月又は前年同期に比べ5%以上減少していること ロ. 最近3ヵ月間の月平均値が前年同期に比べ減少し(0%超5%未満の減少)、かつ前期決算などの経常利益が赤字であること

ポイントは④および⑤です。事前届が必要ですので、休業開始日を考慮する必要があります。
 ⑤については右記をご参考に

【H21年5月1日から休業する場合の例】⇒

	3月が確定している場合
基準	21年 1、2、3月の平均値
直前	20年 10、11、12月の平均値
前年同期	20年 1、2、3月の平均値

(3) 助成金の対象となる労働者

①	6ヶ月以上勤務している雇用保険被保険者
②	拡大解釈による対象労働者(原則～平成21年3月31日、経過措置平成21年6月30日) イ. 被保険者期間が6ヶ月未満の雇用保険被保険者(新規学卒、中途採用者など) ロ. 6ヶ月以上雇用されている週所定労働時間20時間以上でパート等(雇用保険の被保険者以外の方) ハ. 6ヶ月以上雇用されている満65歳以上で週所定労働時間20時間以上の高齢者の方(雇用保険の被保険者以外の方) ニ. 労働者性のある同居の親族

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号 245-7166 不要 貴社名 _____